福岡市都市計画マスタープラン改定原案に対する 意見の要旨と対応(案)

平成26年2月

I 意見募集の実施概要

1 目的

「福岡市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、市民等の意見を反映させるため、パブリック・ コメント手続として、改定原案に対する意見を募集しました。

2 意見募集期間

平成25年10月7日(月)から平成25年11月6日(水)まで

3 実施方法

(1) 改定原案の公表方法

下記の場所において、改定原案の縦覧・配布を行うとともに、ホームページにも掲載しました。

<縦覧・配布場所>

都市計画課(市役所4階)、情報公開室(市役所2階)、情報プラザ(市役所1階)、 各区市民相談室、入部出張所、西部出張所

(2) 意見の提出方法

改定原案の縦覧・配布場所に書面を提出していただいたほか、郵便、ファックス、電子メールで受け付けました。

4 意見の提出状況

(1) 意見提出者数 36名

(2) 意見件数 91件

<内訳>

| | 内容 | 意見件数 | 割合 |
|-----|---------------------|------|-------|
| 第1章 | 都市計画マスタープランの位置づけと役割 | 0 | 0% |
| 第2章 | 都市の現状と都市づくりの課題 | 2 | 2 % |
| 第3章 | 全体構想 | 4 0 | 4 4 % |
| 第4章 | 区別構想 | 9 | 10% |
| 第5章 | 地域別構想"都心部編" | 3 9 | 43% |
| その他 | | 1 | 1 % |
| 合計 | | 9 1 | 100% |

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

<ご意見はありませんでした>

第2章 都市の現状と都市づくりの課題

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 | | | |
|-------|---|--|--|--|--|
| (1) ‡ | (1)都市の現状 | | | | |
| | <ご意見はありませ | けんでした> | | | |
| (2) | (2)今後の都市づくりの課題 | | | | |
| 1 | 「人口減少社会を見据えた都市計画への転換」とは、本計画の中でどのように反映・配慮されているのか。 | □ 原案どおり 21ページの基本方向3に記載しております とおり、土地利用規制の適切な運用により、む やみな市街地の拡大を抑制しつつ、既存の都市 基盤を最大限活用し、拠点機能の強化・連携を 図るなど、コンパクトで持続可能な都市づくり をめざすこととしております。 | | | |
| 2 | 既存ストックの活用について、官民で意見交換しながら P F I 手法等を積極的に用いることが重要である。また、既存ストックをリスト化し、具体的に「どの建物について、いつまでに、どうする方針であるか」を明確に示した上で、より良い街づくりを官民協働で目指していくべきである。 | □ 原案どおり 市有施設については、その状況を踏まえた上で「福岡市アセットマネジメント基本方針」及び「福岡市アセットマネジメント実行計画」を策定し、施設の維持管理の方策を示しています。施設の再整備等における事業手法については、PFIをはじめとしたPPP(官民協働)事業の導入可能性を検討し、その導入促進に取り組んでおります。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | | | |

第3章 全体構想

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|------------------------|------------------------|
| (1) | 都市づくりの基本理念と基本方向 | |
| | "福岡市における「コンパクト」な都市の概 | □ 原案どおり |
| | 念"の説明において、「公共交通機関でネットワ | ご指摘いただいた意見は「第9次福岡市基本計 |
| | ークされる」という表現に違和感を感じた。 | 画」についてでございます。「第9次福岡市基本 |
| 3 | | 計画」の「空間構成目標」における交通体系の方 |
| ٥ | | 向性に記載しておりますとおり、公共交通機関が |
| | | 相互に連携し、交通結節機能が充実している姿を |
| | | 「公共交通機関でネットワークされる」と表現し |
| | | ております。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|------------------------|---|
| | どのような国際都市を目指すのか、一世紀後 | □ 原案どおり |
| | を見据えた戦略を明確にし、利便性が高い交通 | 基本方向4及び5に記載しておりますとおり、 |
| | インフラを最大限活用し、バリアフリーで地球 | バリアフリーや環境の観点から、都市づくりを進 |
| | にやさしい都市を目指す。また、知識創造型産 | めることとしております。 |
| 4 | 業が集積する魅力ある高度な学術研究都市や、 | また、都心部や各拠点の特性に応じて、多様な |
| | エンターテイメント都市、国際観光都市を目指 | 都市機能が集積した魅力ある都市をめざしてお |
| | す。 | ります。 |
| | | いただいたご意見については、今後の施策の参 |
| | | 考とさせていただきます。 |
| (2) | 都市づくりの基本方向と取組みの基本的な方針 | |
| 0 : | 基本方向1 「交流」 九州・アジアの交流拠点 | 都市の形成 |
| | 福岡空港、JR博多駅、博多港、都心がコン | □ 原案どおり |
| | パクトにまとまった、世界一利便性の高い交通 | 20ページに記載しておりますとおり、広域交 |
| | ネットワークを更に改革し、アジアのリーダー | 通ネットワークの連携強化など、九州・アジアの |
| | 都市福岡に相応しい交通体系を再構築する。 | 玄関口にふさわしい機能強化を図ることとして |
| 5 | | おります。 |
| | | また、21ページに記載しておりますとおり、 |
| | | これまでに蓄積された都市基盤のストックを最 |
| | | 大限に活用しながら、公共交通を主軸とした交通 |
| | | 体系づくりを進めることとしております。 |
| | 福岡空港、JR博多駅、博多港、天神に、都 | □ 原案どおり |
| | 市高速道路とモノレールを併設し、都心部の混 | 利便性の高い魅力ある都市の実現については、 |
| | 雑解消や利便性・回遊性の向上を図り、低炭素 | 20ページに記載しておりますとおり、広域交通 |
| | 化と魅力ある都市を実現する。 | ネットワークの連携強化など、九州・アジアの玄 関口にふさわしい機能強化を図ることとしてお |
| | | 別はためられている。 ります。 |
| 6 | | ウェッ。 また、都心部の混雑解消と回遊性の向上につい |
| | | ては、123ページに記載しておりますとおり、 |
| | | 幹線道路整備による道路交通の円滑化や公共交 |
| | | 通を中心とした都心部内移動の快適性向上に取 |
| | | り組むこととしております。 |
| | | いただいたご意見については、今後の施策の参 |
| | | 考とさせていただきます。 |
| 〇基 | | ・ |
| | 海外との交流を更に発展させ、博多川と御笠 | □ 原案どおり |
| | 川で囲まれる地域に、世界のお祭りを誘致し、 | 123ページに記載しておりますとおり、中洲 |
| | 一年を通じて賑わう、国際色豊かな地域を実現 | 川端地区については、文化機能と飲食街の集積を |
| 7 | する。博多川両岸を再開発し、川を中心とした | 生かしたゆとりとにぎわいのまちづくりを進め |
| | 風情ある商店街として再開発する。 | ることとしております。 |
| | | いただいたご意見については、今後の施策の参 |
| | | 考とさせていただきます。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|---|---|
| 〇基 | <u> 本方向3 「活用」 都市基盤を活用した地域の</u> | 核となる拠点機能の強化 |
| 8 | 福岡市は、有史以前からアジアの各国と交流し、現代でも日本の玄関口になっており、恵まれた地理的優位性を活用し、さらに発展・拡大することが課題である。観光都市を目指す上では、言葉などの様々なバリアを取り除くことが最重要課題であり、案内表示とパンフレットを早急に整備することが求められる。 | □ 原案どおり 観光都市の実現を目指し、観光パンフレットや ホームページ、観光案内板の多言語化など、外国 人観光客の受入環境整備に取り組んでおります。 今後も外国人観光客への更なる「おもてなし」強 化のため、便利に快適に福岡を楽しめる環境整備 を推進していきます。 いただいたご意見については、今後の施策の参 考とさせていただきます。 |
| O 基 | - 基本方向4 「快適」 高齢者をはじめ、すべて <i>の</i> |)人が快適で住みやすい日常生活圏の形成 |
| 9 | 歩道と車道の分離、市街地の緑化、ベンチの 充実を推進することが、高齢者や身体障がい者、 さらには外国人旅行者にとっても、全ての人が 快適で住み易い日常生活圏の形成に不可欠であ る。 | □ 原案どおり 33ページに記載しておりますとおり、道路に ついては、ユニバーサルデザインの理念に基づ き、道路のバリアフリー化を推進するとともに、 通学路を中心に誰もが安心して歩ける歩行空間 の整備を進めることとしております。 また、37ページに記載しておりますとおり、 市街地においては、官民共働により都市緑化を推 進し、良好な都市環境の形成を図ることとしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参 考とさせていただきます。 |
| 10 | 「少子高齢化に対応した都市づくり」というのは、少子高齢化を推奨した印象を受けるので、少子高齢化に対する方策(子供を作りやすい政策等)を意味するような文言を入れてはどうか。 | □ 原案どおり 8ページに記載しておりますとおり、福岡市に おいても将来的には少子高齢化が進むことが予 測されております。 基本方向4は、少子高齢化を推奨するものでは なく、将来的に予測されている少子高齢化を見据 え、子どもから高齢者までのすべての人が快適で 住みやすい都市をめざすこととしております。 |
| 〇基 | 基本方向5 「環境」 環境負荷の少ない都市空間 | の形成 |
| 11 | 鉄道の高架化を推進し交通渋滞を解消するなど、都市部の立体的な活用と自然エネルギーの 積極的な活用により C O 2 の削減を図る。 | □ 原案どおり 3 2ページに記載しておりますとおり、道路交通の円滑化を図り、環境にやさしい交通をめざすこととしております。 また、45ページに記載しておりますとおり、再生可能エネルギーの導入を図り、都市づくりにおける低炭素化を進めることとしております。 |

| 番号 | | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 | |
|---------------|--|---|---|--|
| O 基 | 基本方向 6 「安全」 | 災害に強い安全な都市空間 | の形成 | |
| 12 | を図るとともに、「水害や渇水への対策水調節用地下ダムをントロールするとなる。 | 上緑化によってCO2の削減 雨水利用を積極的に推進し、 策に取り組む。空港地下に洪 を建設すれば、川の水流をコ ともに、水源の確保が可能に | □ 原案どおり 45ページに記載しておりますとおり、「エネルギー」や「みどり」の観点から都市の低炭素化に取り組むこととしております。 また、49ページに記載しておりますとおり、 水害に強い都市づくりに取り組むとともに、53ページに記載しておりますとおり、水の安定供給を図るために、水資源の確保に取り組むこととしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | |
| (3) | 将来の都市構造 | | | |
| 13 | 構造化して整理して | こついて、「拠点」「軸」に ている意図が伝わらないの 点と軸の相対的な関係・役割 ないか。 | □ 原案どおり 「拠点」や「軸」については、23ページに都 市構造の構成を示すほか、区別構想において、ま ちの将来像やまちづくりの視点を記載しており ます。 | |
| 14 | また、明示されてい | いて、記述内容が不明であり、いる路線はもっと厳選するべ02号は全線必要か。 | □ 原案どおり 交通ネットワークや沿道の土地利用の観点から、都市構造上、都市の骨格となるものを「都市軸」に位置づけております。 | |
| 15 | | 心部に近接しているので、九 都市の緑を活用した「広域拠 きないか。 | □ 原案どおり 拠点の位置づけについては、都市計画マスター プランの上位計画である「第9次福岡市基本計 画」に定められており、「広域拠点」については、 東部・南部・西部の3拠点を位置づけております。 箱崎地区については、「地域拠点」に位置づけるとともに、九州大学箱崎キャンパス地区については、「機能を充実・転換する地区」として、新 たな都市機能の導入などを検討する地区に位置づけております。 | |
| (4) | 部門別の基本的な方 | 針 | | |
| 16 | 適正な機能集約と | こおいて、「主要な拠点への 蛍化」と「アセットマネジメ 景観の項目に○がつくのでは | □ 原案どおり26ページの表では、都市づくりの基本理念や基本方向等と、景観づくりをはじめとした各部門とのおおよその関係を示すため、特に関係の深いものに○をつけております。 | |
| 〇 土地利用の基本的な方針 | | | | |
| 17 | 引きについて、土地 | ィを推進するのであれば、線 地利用の基本的な方針の図に 示すべきではないか。 | □ 原案どおり 31ページに記載しております土地利用の基本的な方針の図では、市街地を構成する中心市街地や住宅地等について、おおよその位置を図示しております。 | |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|---|---|
| 18 | 市街化調整区域では、地域コミュニティの維持や地域活性化のために、空家・空き店舗・廃校舎など既存ストックの有効活用も必要になると思うが、都市計画法の面からの支援等について考えがあれば教えてほしい。 | □ 原案どおり 市街化調整区域の既存集落においては、農林水 産業との調和を図りつつ、周辺の自然環境にも配 慮しながら地区計画制度等を活用し、地域の活性 化を図るまちづくりの取組みを支援することと しております。 |
| 19 | 市街化調整区域の土地について、建築許可が下りないか検討してもらいたい。 | □ 原案どおり 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的に、市街化区域と市街化調整区域を区分しており、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき地域であり、建築にあたっては一定の制限がかかります。 個別の案件については、担当窓口にご相談ください。 |
| O 3 | を通体系づくりの基本的な方針 | |
| 20 | 地下鉄七隈線の延伸について、キャナルシティ経由でなく、渡辺通一丁目より春吉経由で、 博多駅まで延長する方が先決である。 | □ 原案どおり 地下鉄七隈線の延伸については、市民アンケートやホームページ上での情報発信を行いながら、市議会を中心に総合的な検討を行った結果、採算性や費用対効果の面から、天神南~博多駅ルートについて早期開業へ向けた取組を進めております。 なお、残る都心部区間のルートについては、将来のまちづくりの進展などを見据えて、長期的視点に立った検討を進めることとしております。 |
| 21 | 国際的な交流拠点という視点では、空・陸・ 海をつなぐ福岡空港〜博多駅〜博多港が地下鉄 で結ばれると有効性の高いネットワークができ あがる。 | 点に立った検討を進めることとしております。 □ 原案どおり 32ページに記載しておりますとおり、陸・ 海・空の広域交通拠点の結節機能強化を図ること により、アジアの交流拠点都市にふさわしい広域 的な人流・物流を支える交通体系をめざすことと しております。 |
| 22 | 自転車の無灯火をよく見かけるので、厳しく 指導してほしい。また、住宅街の街灯は特に暗 い所が多いようなので、もう少し明るくしてほ しい。 | □ 原案どおり いただいたご意見については、今後の施策の参 考とさせていただきます。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 | |
|----------------|--|---|--|
| O 7. | ・ よどりづくりの基本的な方針 | | |
| 23 | 「恵まれた自然環境」を他の都市にもっとアピールすべきである。人と自然が共生する都市づくりのためには、ヒートアイランド現象拡大につながる高層ビルを乱立させ、自然の風を遮断すべきではない。また、「森の緑地環」や「緑の腕」を活かすため高層ビルを建設すべきでない。 | □ 原案どおり 3 7ページのみどりづくりの基本的な方針に記載しておりますとおり、森の緑地環や緑の腕については、緑の骨格として保全・創出をめざしてまいりたいと考えております。 また、46ページの環境都市づくりの基本的な方針に記載しておりますとおり、河川空間や道路空間による「風のみち」を生かした、快適な都市環境づくりを推進してまいりたいと考えております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | |
| 24 | 生物多様性の保全のためには、緑を増やすだけでなく、土地、風土にあった植物の種類を増やすことに努めるべき。 「舞鶴公園・大濠公園地区」は、サクラ中心の公園にするのは、生物多様性から反しており、 | □ 原案どおり 35ページに記載しておりますとおり、みどりづくりの基本的な方針として、生物多様性の保全を図ることとしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 □ 原案どおり 大濠公園と舞鶴公園につきましては、緑地空間 | |
| 25 | 歴史にあやかって緑をおろそかにせず、周囲の 自然を残した上で歴史と自然を探索できる公園 にしてほしい。また、「優良農地」を設け、こ どもたちが街中で土と触れる機会を設けて欲し い。 | や歴史資産を活かしながら、両公園の一体的な活用・整備を検討しております。 いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 | |
| 26 | 街路樹や公園の木について、車の邪魔にならないよう歩車道境に植えるのではなく、幅員に余裕のある歩道に植えたり、剪定がほとんど必要のない樹種にすれば、管理費用の軽減と豊かな緑を確保でき一石二鳥となる。 | □ 原案どおり 幅員に余裕のある歩道については、緑化推進に 努めており、今後も積極的な緑化を進めていきます。 樹木の管理については、できるだけ自然樹形に なるよう心掛け、都市空間との調和を考慮しなが ら剪定をおこなっております。剪定の時期や頻度については樹種ごとに適期が異なりますので、それぞれに合った剪定を行っております。 いただいたご意見についても、今後の施策の参考とさせていただきます。 | |
| 〇 景観づくりの基本的な方針 | | | |
| 27 | 都心部における景観形成について、より明確な方針が示されるべきである。 | □ 原案どおり 都心部における景観形成については、地域別構 想都心部編の中で、1 2 4ページに基本的な方針 を記載しております。 | |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|----|--|--|
| | 福岡市内には、数多くの自然景勝地や歴史的 | □ 原案どおり |
| 28 | 資源があり、もっと積極的に景観形成を推進する立場で、後世に継承する景観地区を抽出できないのか。 | 平成24年に福岡市景観計画を策定、施行し、一定規模を超える建築物等や重点的に景観形成を図る都市景観形成地区において、景観誘導を行っております。その他の歴史資源や自然景勝地等を活かした景観形成については地域と連携しながら検討してまいります。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 29 | 景観づくりの基本的な方針では、野芥地区が「計画的まちづくり地区」に位置づけられているが、住宅市街地づくりの基本的な方針では「計画的まちづくり地区」に位置づけられておらず、どちらが正しいのか。 | □ 原案どおり 25ページに記載しておりますとおり、野芥地 区は、都市構造上では「地域拠点」に位置づけて おりますが、部門別の基本的な方針では、各部門 の方針の内容に応じた位置づけを行っておりま す。 住宅市街地づくりの基本的な方針では、計画的 なまちづくりに取り組む地域のうち、特に住宅市 街地づくりに関係する地域を「計画的まちづくり 地区」に位置づけております。 |
| 〇位 | 主宅市街地づくりの基本的な方針 | |
| 30 | 各区の「現況、課題」において、密集市街地 や狭あい道路について課題が認識されている が、住宅市街地づくりの方針においても都心部 に限定せず、この課題に対する方針を記述する べきである。 | □ 原案どおり 密集市街地への対応については、特に取組みが 必要となっている都心部について記載しており ます。 |
| ОВ | ┌──────────────────────────────────── | |
| 31 | 「省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入」について、その開発・研究・設置拠点をアイランドシティにすれば、より発展するのではないか。 | □ 原案どおり 23ページに記載しておりますとおり、アイランドシティにおいては、都市の成長を推進する高度な都市機能が集積した地区として、新しい産業集積拠点の形成をめざしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 32 | 「生物多様性の保全を図ります」とあるが、 例示としてどのような方法であるのか。 | □ 原案どおり 自然環境を保全するほか、河川・海岸の清掃や、 生物多様性に関する教育・学習など、幅広い分野 の取組みにより、生物多様性の保全を図ることと しております。 |
| 33 | 「かおり環境、音環境の保全に努めます」とあるが、かおり環境とはどのようなものか。また、かおり環境、音環境の保全のために、どのようなことに努めるのか。 | □ 原案どおり |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|------|---|--|
| 0 13 | - 5災都市づくりの基本的な方針 | |
| 34 | 河川での増水時や土砂崩れなどの災害対策に おいては、砂防や山のコンクリート化ではなく、 他の安全な土地に移ってもらうようにし、川と 山の自然を維持するように努めてほしい。 | □ 原案どおりいただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 35 | 被災後の被災者の生活を支援するための物 資・資材の備蓄方法や運搬経路など、被災後の 復旧・復興を支える施策について記載が少ない。 | □ 原案どおり 都市計画マスタープランは、都市計画の基本的 な方針を示すものであり、災害対策に関する具体 的な施策につきましては、福岡市地域防災計画に 記載されております。 |
| 36 | 日本全体のバックアップ拠点という福岡の担 うべき役割の推進に資するため、事業継続計画 (BCP)、さらには地区継続計画(DCP) をハード・ソフトの両面から推進していくこと を盛り込んでもらいたい。 | □ 原案どおり 都市計画マスタープランは、都市計画の基本的 な方針を示すものであり、災害対策に関する具体 的な施策につきましては、福岡市地域防災計画に 記載されております。 |
| 37 | アイランドシティの「耐震強化岸壁」からの物資の運搬を考えた場合、自動車専用道路アイランドシティ線は「1次ネットワーク(高速道路)」に位置づけるべきではないか。 | □ 原案どおり 緊急輸送道路は、福岡県が主体となり福岡県緊 急輸送道路ネットワーク計画等を策定しており ます。 自動車専用道路アイランドシティ線について は、今後供用後に緊急輸送道路の位置づけを県へ 働きかけてまいります。 |
| 0 7 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 38 | 「アセットマネジメント実行計画」について、 詳しく説明してもらいたい。 | ■ 修正 最終製本時に、巻末に参考として用語解説を追 加いたします。 |
| 39 | 河川について、防災の観点からの記述だけでなく、市民へのアメニティの提供、ならびに都市を象徴する景観形成も含めた、親水空間の整備・維持管理・活用も、取り分け都心部の那珂川、薬院新川、御笠川などに盛り込むべきである。 | □ 原案どおり 124ページにおいて、都心部における「回遊・景観・みどりづくりの基本的な方針」として、水辺空間のにぎわいや憩いの場づくりを記載しております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 40 | 新たなダム建設はやめ、海水淡水化で水を確保するともに、治水のためには、道路は、住宅地においては、水が浸透する路面にし、貯水タンクを義務づけてはどうか。 | □ 原案どおり 49ページに記載しておりますとおり、水害に 強い都市づくりに取り組むとともに、53ページ に記載しておりますとおり、水の安定供給を図る ために、水資源の確保に取り組むこととしており ます。 いただいたご意見については、今後の施策の参 考とさせていただきます。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|----|-----------------------|-------------------------|
| | 「教育課題がより深刻な」とあるが、具体的 | □ 原案どおり |
| | にどのような課題がどのような小中学校で生じ | 全ての学年でクラス替えができない小規模校 |
| | ているのか。 | (小学校6学級以下、中学校3学級以下)では、多 |
| | | 様な考えに触れ学習への理解を深めることや、多 |
| | | くの人と交流する中でコミュニケーション能力 |
| 41 | | を育成することが難しいなどの教育課題があり |
| | | ます。 |
| | | 過大規模校(31 学級以上)では、学校内での子 |
| | | どもの密度が特に高く、運動場などでケガをする |
| | | 場合があったり、特別教室を使用する授業が制約 |
| | | されたりするなどの教育課題があります。 |
| | サーフィンの振興等のため、人工的に波を発 | □ 原案どおり |
| 42 | 生させることができ、サーフィンが可能なプー | いただいたご意見については、今後の施策の参 |
| | ルを導入してもらいたい。 | 考とさせていただきます。 |

第4章 区別構想

| 中日市区 | 辛日 4 のせたしキュナ |
|-----------------------|---|
| | 意見への対応と考え方 |
| | 口 原案どおり |
| 別具体に示してもらいたい。 | 各区の景観形成については、区別構想における |
| | まちづくりの方向性や将来像を踏まえ、全市的な |
| | 方針に基づき取り組むこととしております。 |
| 区 | |
| 「博多バイパス」とは具体的にどの路線なの | ■ 修正 |
| か。東区の将来像図に表記してもらいたい。 | 「博多バイパス」は、63ページの図中の都市 |
| | 計画道路別府香椎線のうち、東区下原から東区二 |
| | 又瀬までの区間となっております。 |
| | 58ページに記載しております「博多バイパ |
| | ス」を「博多バイパス(別府香椎線)」に表記を修 |
| | 正いたします。 |
| 地域拠点としての《箱崎》の「まちの将来像」 | □ 原案どおり |
| を具体化するには、今後、箱崎キャンパス跡地 | 九州大学箱崎キャンパス跡地については、「拠 |
| と一体的に構想していくことが適当であること | 点地域」とは別に「機能を充実・転換する地区」 |
| や、箱崎キャンパス跡地の視点として、周辺地 | に位置づけ、大学の移転進捗を踏まえ、新たな都 |
| 域との調和・連携を謳っていることから、地域 | 市機能の導入などを検討することとしており、 |
| 拠点としての《箱崎》の範囲を拡大すべきであ | 「地域拠点」との一体性についても、今後検討し |
| る。 | ていくことにしております。 |
| 千早駅周辺を「活動核」としているが、ほと | □ 原案どおり |
| んどが住居系であり、「活動核」といえるほど | 千早駅周辺では、東市民センター、東図書館、 |
| のまちづくりにはなっていないので、東区の拠 | 音楽・演劇練習場、市民課諸証明発行窓口の機能 |
| 点ともいえる「活動核」については、今後新た | を持つ複合施設の整備を計画しており、今後も |
| に設置してもいいのではないか。 | 「活動核」の形成に向けてまちづくりを進めてま |
| | いります。 |
| | 「博多バイパス」とは具体的にどの路線なのか。東区の将来像図に表記してもらいたい。 地域拠点としての《箱崎》の「まちの将来像」を具体化するには、今後、箱崎キャンパス跡地と一体的に構想していくことが適当であることや、箱崎キャンパス跡地の視点として、周辺地域との調和・連携を謳っていることから、地域拠点としての《箱崎》の範囲を拡大すべきである。 千早駅周辺を「活動核」としているが、ほとんどが住居系であり、「活動核」といえるほどのまちづくりにはなっていないので、東区の拠点ともいえる「活動核」については、今後新た |

| | T | _ |
|-----------|--|---|
| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
| 47 | 「機能を充実・転換する地区」の記載の中で、「大学の移転進捗を踏まえ、市街地内の貴重な活用可能地として、地域への貢献や新たな機能の導入などを検討する地区」とあるが、具体的なイメージが分かりづらい。将来のまちがイメージできるように、具体的に明記してもらいた | □ 原案どおり 九州大学箱崎キャンパス跡地については、九州 大学と福岡市が連携し、跡地利用に関する計画を 策定することとしており、その中で、具体的なイ メージが示されることになっております。 |
| | ٧١° | |
| すり | 享 多区 | |
| | <ご意見はありませ | せんでした> |
| 0 # | P央区 | |
| 48 | 六本松九大跡地に建設する建物は、20~25m の高さに制限し、農地を導入し、その周辺に果 樹を植林し、小規模でも良いので、地産地消と 循環型社会づくりを取り入れ、それを少年科学 文化会館で、より理解度を増す学習ができるよ うにすべき。 | □ 原案どおり 九大六本松キャンパス跡地のまちづくりについては、地域とも意見交換しながら、良好なまちづくりを行うための整備ルールとなるガイドラインを策定し、これに基づいて都市計画の変更を行い、地域拠点にふさわしい多様な建物用途を可能とする一方、周辺環境に配慮して、建物高さを原則60m以下に制限しております。 また、農地の導入計画はありませんが、地区中央部に公園を配置するとともに、外周市道沿いに緑道や街角広場を確保しており、これら地域に開放された緑豊かな空間が確保された地区において、(仮称)青少年科学館を含めた教育的・文化的な空間を創出していくこととしております。いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 49 〇 南 | 歩行者と自転車が共存可能な街づくりを希望する。自転車が走行可能な歩道を明確にし、危険箇所には、自転車専用レーンを設けるか、車道を走行することを促す明確な標識を掲げる必要がある。自転車のマナー意識が高まり、歩行者が安全に暮らせるような街づくりを目指してもらいたい。 | □ 原案どおり 77ページに記載しておりますとおり、快適な 歩行空間や自転車利用環境の形成など、都心部の 回遊性向上や交通円滑化に向けた取組みを進め ることとしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参 考とさせていただきます。 |
| O I¥ | | 口原安はれば |
| 50 | 南区の自動車試験場から柏原交差点までは、 バスの主要路線で中学生も良く通るのに、歩道 は片方しかなく、自転車でも怖くて通りづらい 状況であり、具体的な地名を出して早急な改善 をお願いしたい。 | □ 原案どおり 都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を示すものであり、道路に関する方針としましては、33ページに記載しておりますとおり、通学路を中心に誰もが安心して歩ける歩行空間の整備を進めるとともに、自転車利用環境の向上を図ることとしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 | | |
|----------------|---|---|--|--|
| 〇坊 | 〇 城南区 | | | |
| | <ご意見はありませんでした> | | | |
| O 与 | 〇 早良区 | | | |
| 51 | 百道中央公園の道路からの見通しが悪い。また、室見川の南の方の河川敷の街灯が暗く危ないので、公園などの安全性を高めてほしい。 | □ 原案どおりいただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | | |
| 〇 西区 | | | | |
| <ご意見はありませんでした> | | | | |

第5章 地域別構想 都心部編

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 | |
|------|-----------------------------|------------------------------|--|
| (1): | 1)地域別構想「都心部編」の必要性と対象エリア | | |
| | 都心部編の策定は評価する。 | □ 原案どおり | |
| | | 都心部編は、都心部が今後も福岡市の活力を牽 | |
| 52 | | 引する役割を果たせるよう、まちづくりを進める | |
| 52 | | うえでの指針となるものであり、引き続き都心部 | |
| | | の活力の向上・維持と魅力づくりに取り組んでま | |
| | | いります。 | |
| | 地域別構想"福岡都心部編"を位置付けたこ | □ 原案どおり | |
| | とは、非常に良いと思う。 | 121ページの将来の都市構造図に記載して | |
| 53 | その中でも、博多ふ頭・中央ふ頭の活性化は | おりますとおり、「博多ふ頭・中央ふ頭」は、都 | |
| | 非常に重要だと思うので、是非とも機能強化を | 心部における重要な核の一つと考えており、引き | |
| | 進めてもらいたい。 | 続き機能強化に取り組んでまいります。 | |
| | 都心部編を設けたことは画期的であり、博多 | □ 原案どおり | |
| | と天神を単なる競争と捕らえるのではなく、ウ | 120ページ(3)③に記載しておりますとお | |
| 54 | オーターフロントを含めて3拠点を一体的に考 | り、「天神・渡辺通」「博多駅周辺」「博多ふ頭・ | |
| | える方針に全面的に賛同する。 | 中央ふ頭」の3地区を一体として、都心部の機能 | |
| | | 強化を進めてまいります。 | |
| | 都心部は、業務や商業、文化・娯楽施設が集 | □ 原案どおり | |
| | 積し、市民の誰もが利用しやすいまちとしての | 都心部編は、まちづくり団体などと連携した共 | |
| | 機能を高めていく必要があり、都心部編の策定 | 働のまちづくりを進める際の戦略的な指針とな | |
| 55 | により、まちづくり団体と行政との連携による | るものであり、引き続き都心部の活力の向上・維 | |
| | まちづくり活動がさらに発展することを期待す | 持と魅力づくりに取り組んでまいります。 | |
| | る。 | | |
| | 今後の福岡の経済、成長戦略を担うのは都心 | □ 原案どおり | |
| | 部であり、それをどう発展させるかが重要であ | 都心部編は、都心部が今後も福岡市の活力を牽 | |
| | り、今回の都心部編を定義して示しているは画 | 引する役割を果たせるよう、まちづくりを進める | |
| 56 | 期的だが、どう実現させるかは、市の施策や誘 | うえでの指針となるものであり、引き続き都心部 | |
| | 導が必要となる。 | の活力の向上・維持と魅力づくりに取り組んでま | |
| | | いります。 | |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|--|---|
| | 「まちづくり団体」と「エリアマネジメント | ■ 修正 |
| 57 | 団体」という表記についてどちらかに統一した | ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とする |
| 37 | 方がよい。 | ため、「エリアマネジメント団体や民間事業者な |
| | | ど」に表現を統一いたします。 |
| (2) | 都心部のまちづくりの方向性 | |
| | 「都心部編」として新しい捉え方をしている | □ 原案どおり 1 1 9 ページ①に記載しておりますとおり、 |
| | のは非常に良い。都心へ社会資本を集中してい くべきであり、エリアマネジメント団体との共 | 「アジアビジネスや九州・西日本の中枢機能の集 |
| | 働も重要で良いが、国際金融センターのような | 積」「クリエイティブな人材や企業の集積」「スタ |
| 58 | 福岡の都心らしい産業創出の施策が打ち出せな | 一トアップ機能の充実」に今後も取り組んでまい |
| | いか。また、日本が誇るサブカルチャーや音楽、 | ります。 |
| | ファッション等を都市マスのレベルに落とし込 | , 31, 70 |
| | めないか。 | |
| | 都心部のまちづくりの方向性において、各地 | □ 原案どおり |
| | 区の個性を活かした産業の集積を図るべく、経 | 119ページ①に記載しておりますとおり、 |
| 59 | 済産業政策と都市計画の連動について記載され | 「アジアビジネスや九州・西日本の中枢機能の集 |
| 33 | ていることは画期的であり、今後、さらに強化 | 積」「クリエイティブな人材や企業の集積」「スタ |
| | を進めてもらいたい。 | ートアップ機能の充実」に今後も取り組んでまい |
| | | ります。 |
| | 天神地区や、博多地区などのエリア単位での | □ 原案どおり |
| | 魅力向上は当然として、エリア間の連携は非常に大事である。「エリアマネジメント団体と連 | 都心部各地区の連携に関しては、119ページ ③に記載しておりますとおり、都心部の各地区が |
| | 携して」という表現を記載すれば、エリアマネ | 連携し相乗効果を生み出すまちづくりを進めて |
| 60 | ジメント団体と行政と共働した回遊策が創出で | まいります。また、エリアマネジメント団体との |
| | きるのではないか。 | 連携に関しては、同⑤に記載しておりますとお |
| | | り、エリアマネジメント団体や民間事業者などと |
| | | の共働のまちづくりを進めてまいります。 |
| | 公共空間の運用について「地域の特性を活か | □ 原案どおり |
| | した運用の支援」といった表現での言及をお願 | 地域特性を生かしたまちづくりに関しては、1 |
| | いしたい。また、エリアマネジメント団体の持 | 24ページ④に記載しておりますとおり、公園や |
| | 続的な活動のためには、自主財源を獲得しなけ | 水辺、オープンスペースなどの空間を活用した、 |
| | ればならず、財源獲得のための制度、体制づく | 地区特性に応じたにぎわいや憩いの場づくりに |
| 61 | りへの支援について表現を加えてもらいたい。 | 今後も取り組んでまいります。また、エリアマネ |
| | | ジメント団体への支援等に関しては119ペー |
| | | ジ⑤に記載しておりますとおり、国の支援制度などを活用しながら、エリアマネジメント団体や民 |
| | | 間事業者などとの共働のまちづくりを進めてま |
| | | 同事来有なことの共働のより J くりを進めてよいります。 |
| (3) | 」 めざすべき都市構造 | |
| | 『博多』と『天神』『博多ふ頭・中央ふ頭』 | □ 原案どおり |
| | の3拠点(トライアングル)構造と位置づけて | 都市計画マスタープランは、都市計画の基本的 |
| 62 | いる点について、空間イメージを含め、より具 | な方針を示すものであり、121ページの将来の |
| | 体的、明示的な解説が必要ではないか。 | 都市構造図及び120ページのめざすべき都市 |
| | | 構造に基本的な方針を示しております。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|---|---|
| 63 | 都心部の歩行者の回遊性向上について、「はかた駅前通り」では植栽帯などにより十分な歩行者空間が確保されておらず、早期に歩行者空間の確保・整備が必要である。また、「住吉通り」や「大博通り」などでも回遊軸の機能を早期に強化されることを期待する。 | □ 原案どおり 都心部の歩行者の回遊性向上については、1 2 4ページに記載しておりますとおり、歩行者が安心して楽しく回遊できる、質の高い都心部の回遊ネットワークの創出に取り組んでまいります。 整備時期に関するご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 64 | して「博多駅」や「福岡空港」が示されており、 重要な交通結節拠点であることを明確にするため、都心部の将来の都市構造図の「博多駅」に 「九州・西日本」とのつながりを示す矢印を加 えるように検討してもらいたい。 | ご意見を踏まえ、121ページの将来の都市構造図に、「九州各地」や「日本各地」「世界各地」などのつながりを示す記載を追加いたします。 |
| (4) | 部門別の基本的な方針 | |
| E 0 | 上地利用の基本的な方針 | |
| 65 | アジアから来る観光客はショッピングが主目 的であり、観光資源を福岡市でつくるなど、よ り文化の特色を感じられる町にする必要がある ように思う。 | □ 原案どおり 119ページ②に記載しておりますとおり、ショッピングだけでなく、MICE、歴史巡り、祭り、食、文化、エンターテイメントなどにより国際集客文化都市をめざすこととしております。 |
| 66 | 3.11 震災以降、様々な企業が、地震リスクの 少なさ、若年層の労働力確保の容易さなどから、 福岡の評価を見直している。他政令市との差別 化を目指し、市の収益力強化のため、企業誘致 が図れるよう都市計画においても天神地区・博 多駅地区の助成・緩和を検討してほしい。 | □ 原案どおり 119ページ⑤に記載しておりますとおり、建 築物の更新の機会を捉え、国の支援制度である特 定都市再生緊急整備地域や市独自の容積率緩和 制度である「福岡市都心部機能更新誘導方策」な どを活用したまちづくりに取り組んでまいりま す。 |
| 67 | 都心部編において、福岡空港はエリア外となっているが、土地利用の方針に記載している「空港機能を強化する」というのはわかりにくい。 | □ 原案どおり 118ページに記載しておりますとおり、福岡 空港は、都心部に近接し、世界・アジアなどとの 交流面で大きな役割を果たしており、都心部の国 際競争力強化にとって、福岡空港の機能強化は必 要不可欠であることから記載しているものです。 |
| 68 | MICE構想を積極的に進めてもらいたいが、現状では周辺に賑わいを創出できるような機能は全くなく、一から始めていく計画であると思う。まずはその第一歩として顕在化している需要に合致した施設(会議・展示施設等)の整備を早急にお願いしたい。 | □ 原案どおり 会議・展示施設等の整備につきましては、今後 もウォーターフロント地区の魅力的かつスピー ド感のあるまちづくりの実現に向けて取り組ん でまいります。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|----|---|--|
| | 「天神および天神周辺部」の記載は、博多駅 | ■ 修正 |
| | やふ頭エリアに比べて漠然としていて、ボリュ | ご意見を踏まえ、122ページ④「天神および |
| 69 | ームも少ない。「基本的に現状の延長線上の発 | 天神周辺部」について、天神地区の特性、歩行者 |
| | 展でよい」と言われているようで、この内容で | ネットワークの充実強化、公開空地の活用、出会 |
| | は国際競争力などつかないのではないか。 | いと交流を促す創造的な場づくり、幅広い年齢 |
| | 天神および天神周辺部について、特にこれか | 層・国内外からの来街者への対応などについて、 |
| | らの街に大事なのは子供の存在であり、持続的 | 記載を追加いたします。 |
| 70 | な発展の原動力となるので、「高齢者など」で | また、特に「高齢者」については、ユニバーサ |
| | はなく「高齢者や子供とその家族、外国人など」 | ルデザインや天神地区での休憩場所がないなど |
| | としてほしい。 | の高齢者からのご意見等を踏まえ記載したもの |
| | 天神および天神周辺部について、「にぎわい」 | でしたが、同項については他の市民の方々からの |
| | だけではなく、博多駅地区と同様、天神エリア | ご意見もふまえ、幅広い年齢層・国内外からの来 |
| 71 | にも交流拠点機能、人と人が出会い、時間と場 | 街者への対応について、記載を追加いたします。 |
| | 所を共有することで何かを生み出す機能が求め | |
| | られるはずなので、その旨を明記してもらいた | |
| | い。 | |
| | 天神地区の特徴がわかりにくい。博多地区と 天神地区の明確な色分けをすべきではないか。 | |
| 72 | 大仲地区の明確な巴分りをすべきではないか。 また、10年間で目指すべき姿が、「来街者や | |
| 12 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | の転換」「九州一の都市にふさわしい歩行者動 | |
| 73 | 線の整備、交通体系の確立、案内サービスの強 | |
| | 化」「若者、ファミリー層、高齢者など幅広い | |
| | 年代が楽しめる機能サービスの充実」「公共空 | |
| | 間での賑わい創出の充実」「先進的な空間づく | |
| | り」を盛り込めないか。 | |
| | 「来街者や高齢者などに対する」とあるが、 | |
| | あえて「高齢者」を入れた理由は何か。 | |
| 74 | | |
| | | |
| | | |
| | | ロ 医室でなり |
| | | |
| | | |
| | | |
| 75 | | |
| | | |
| | | , |
| | Q C (16:61 N) | |
| 74 | 線の整備、交通体系の確立、案内サービスの強化」「若者、ファミリー層、高齢者など幅広い年代が楽しめる機能サービスの充実」「公共空間での賑わい創出の充実」「先進的な空間づくり」を盛り込めないか。 「来街者や高齢者などに対する」とあるが、 | □ 原案どおり ご指摘の規制は、狭小な道路における歩行。安全や円滑な車両通行への影響の軽減など。的に市条例で定めているものですが、既存不建築物や4m以上の道路で一定の要件を満た安全上支障がないと認められるものについて緩和できることとしております。今後も安全な市街地形成に取り組んでまいります。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|------------------------|------------------------------|
| | 『博多駅および博多駅周辺部』の土地利用の | ■ 修正 |
| | 基本的な方針としては、交通結節機能の強化よ | ご意見を踏まえ、122ページ④「博多駅およ |
| | りも商業・業務等の高度な都市機能の強化を中 | び博多駅周辺部」について、都市機能の充実に関 |
| | 心に記載するとともに、「居住」に関する文言 | する記述を修正いたします。 |
| | も記載することが良いのでは。 | |
| | 案「国際的な広域業務の中心として、高次の業 | |
| 76 | 務・商業機能を集積するとともに、交通結節拠 | |
| | 点(広域交通拠点)にふさわしい乗り継ぎやす | |
| | さや歩行者動線の整備、来街者への案内サービ | |
| | ス向上など、利用者にやさしいまちづくりを進 | |
| | めます。また、業務・居住等の支援機能が適切 | |
| | に調和する安全・安心かつ、歴史的・文化的に | |
| | 優れた多様な都市機能の充実を図ります。」 | |
| | ウォーターフロントエリアは、新たな「拠点」 | ■ 修正 |
| | として国内外の人が交流する場所である。天 | ご意見を踏まえ、122ページ④「博多ふ頭・ |
| | 神・博多地区と肩を並べ、市民が日常的に楽し | 中央ふ頭」について、都心部の貴重な海辺空間を |
| 77 | める場所として、海辺の環境を活かした賑わい | 活かしたにぎわいの創出、市民や国内外からの来 |
| | づくりなど、このエリアの魅力を引き出す新た | 街者の交流について、記載を追加いたします。 |
| | な拠点づくりを推進してもらいたい。 | |
| O 3 | - Σ通体系づくりの基本的な方針 | |
| | 空港(国際線ターミナル)と都心部のアクセ | □ 原案どおり |
| | ス改善を記載すべきである。また、自転車走行 | 空港と都心部のアクセス性につきましては、1 |
| | 空間については、部分的な整備だけでなく、将 | 23ページ①に記載しておりますとおり、広域交 |
| | 来的にネットワークの形成を検討してもらいた | 通拠点間のアクセス性の向上を図ることとして |
| 78 | l Vo. | おります。 |
| | | 自転車通行空間につきましては、現在、個別計 |
| | | 画として検討中の「福岡市自転車通行空間ネット |
| | | ワーク整備計画」に基づき整備を進めてまいりま |
| | | す。 |
| | サイクルポストが街の目抜き通りに乱立して | □ 原案どおり |
| | おり、自転車と歩行者が共存できていないため、 | 歩道に設置している路上駐輪場については、歩 |
| | 《取り組みの事例》の中に、「路上のサイクル | 道上に多くの自転車が放置され、歩行者の通行の |
| 79 | ポストの再配置および見直し」という表現を追 | 妨げにもなったことから、自転車を整然と駐輪さ |
| | 記してもらいたい。 | せるために暫定施設として整備したものです。 |
| | | いただいたご意見につきましては、今後の施策 |
| | | の参考とさせていただきます。 |
| | 天神は自転車も歩行者も多いため、両者の共 | ロ 原案どおり |
| | 存はできていない。歩道は歩行者が優先される | 124ページに記載しておりますとおり、公共 |
| | べきスペースであり、ぜひ歩行者優先の施策と | 交通や自転車を快適に利用でき、歩行者が安心し |
| 80 | して「歩道の上質化」を記載してもらいたい。 | て楽しく回遊できる、質の高い都心部の回遊ネッ |
| | | トワークの創出が重要と考えており、今後も歩行 |
| | | 者の視点も踏まえた回遊空間づくりに取り組ん |
| | | でまいります。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|-----|--|--|
| | 「市民・企業などとの共働で」とあるが、「エ | ■ 修正 |
| 81 | リアマネジメント団体とも共働する」という表 | ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現にする |
| 01 | 現にしてもいいのではないか。 | ため、「エリアマネジメント団体」を追加いたし |
| | | ます。 |
| 〇 回 | 遊・景観・みどりづくの基本的な方針 | |
| | 『都心部編』において、景観整備に関わる方 | □ 原案どおり |
| | 針・位置づけをより具体に個別的に記述・明示 | 都心部における個別的な景観形成の方針等に |
| | してもらいたい。 | ついては、個別計画である「福岡市景観計画」に |
| 82 | | おける「都心ゾーン」や、その中で重点的に景観 |
| | | 誘導を図る地区である「都市景観形成地区」の基準に記載しております。 |
| | | 準に記載しております。 いただいたご意見につきましては、今後の施策 |
| | | の参考とさせていただきます。 |
| | 環境のためにも、自転車利用の促進はとても | □ 原案どおり |
| | 大事であるが、路上の駐輪場は都心の景観を著 | は |
| | しく阻害している。きちんと景観に配慮した駐 | 道上に多くの自転車が放置され、歩行者の通行の |
| 83 | 輪場を整備しないと、観光客のおもてなしもで | 妨げにもなったことから、自転車を整然と駐輪さ |
| | きないし、「ユニバーサルデザイン」ではない | せるために暫定施設として整備したものです。 |
| | と思う。 | いただいたご意見につきましては、今後の施策 |
| | | の参考とさせていただきます。 |
| | 歩行空間の高質化に向け、サイクルポストな | ■ 修正 |
| | ど阻害要因の改善や、歩行スペースの拡幅など | 歩道に設置している路上駐輪場については、歩 |
| | に計画的に取り組むとともに、歩行者回遊性向 | 道上に多くの自転車が放置され、歩行者の通行の |
| | 上に向けても、地上、地下に加え、空間活用(例 | 妨げにもなったことから、自転車を整然と駐輪さ |
| 84 | えばニューヨークの High Line) など、新たな | せるために暫定施設として整備したものです。 |
| | 取り組みをお願いしたい。 | また、地上、地下の歩行者ネットワークにつき |
| | | ましては、ご意見のような空間活用にも取り組ん |
| | | でおり、ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現 |
| | ウェ ケーフロント・ルマは却でふさ 1F 八 | に修正いたします。 |
| | ウォーターフロントエリアは都心から 15分 程度の位置であり、距離的に決して遠くはない | □ 原案どおり 124ページ①に記載しておりますとおり、都 |
| | が、感覚的には遠い。天神・博多地区との交通 | 心部の各地区を結ぶ回遊空間において、地区毎の |
| 85 | 利便性の向上や、15分を楽しみながら歩ける | 特性に応じ、水辺や歴史などの既存資源を生かし |
| | 歩行者回遊の環境を整備する必要がある。 | ながら、来街者が安心して楽しく回遊できるよ |
| | J TO I PAGE TO SKIP OF THE STATE OF THE STAT | う、快適で質の高い歩行空間の創出に取り組んで |
| | | まいります。 |
| | 「すべての歩行者が快適に安心して回遊」す | □ 原案どおり |
| | るために、ルートの特性に合わせた環境づくり | 124ページに記載しておりますとおり、公共 |
| | は重要であるが、「歩行者と自転車の共存や分 | 交通や自転車を快適に利用でき、歩行者が安心し |
| 86 | 離」や「都市サインの整備」といった狭義のも | て楽しく回遊できる、質の高い都心部の回遊ネッ |
| | のではなく、基本的な方針としては、「歩行者 | トワークの創出が重要と考えており、今後も歩行 |
| | を優先した通りの環境づくり」などを明示すべ | 者の視点も踏まえた回遊空間づくりに取り組ん |
| | きである。 | でまいります。 |

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|----|----------------------------|------------------------|
| | 「快適で質の高い歩行空間の創出に取り組 | □ 原案どおり |
| | む」だけにとどまらず、このような空間におけ | 119ページ⑤に記載しておりますとおり、今 |
| | る憩いとにぎわいを継続していくことが重要 | 後もエリアマネジメント団体や民間事業者など |
| 87 | であるため、「歩行空間の維持管理やマネジメ | との共働のまちづくりを進めてまいります。 |
| | ントについて、民間事業者やエリアマネジメン | |
| | ト団体との共働を図る」ことを明示すべきであ | |
| | る。 | |
| | 都心部編の回遊・景観・みどりづくりの基本 | □ 原案どおり |
| | 的な方針において、「民地内に創出されたオー | 124ページ④に記載しておりますとおり、今 |
| 88 | プンスペースを活用」とあるが、「公園の活用」 | 後も公園や水辺、オープンスペースなどの空間を |
| | を加えてほしい。 | 活用した、地区特性に応じたにぎわいや憩いの場 |
| | | づくりに取り組んでまいります。 |
| | 民地内のオープンスペースの活用や公共空 | □ 原案どおり |
| | 間での "にぎわい" や "憩い" の場づくりには、 | 都市計画マスタープランは都市計画の基本的 |
| | 官民共働の視点が重要であり、活用の推進や、 | な方針を示すものであり、124ページ④に記載 |
| 89 | 地域の特性に適合した柔軟な運用について記 | しておりますとおり、公園や水辺、オープンスペ |
| | 載してもらいたい。また、「都心のエリアマネ | ースなどの空間を活用した、地区特性に応じたに |
| | ジメントの推進」について、より具体的な施策 | ぎわいや憩いの場づくりに取り組んでまいりま |
| | 例を明示すべきである。 | す。 |
| | 水辺空間を有効に活かせていないので、回遊 | □ 原案どおり |
| | だけでなく、憩いの空間づくりにも活用しては | 124ページ④に記載しておりますとおり、水 |
| | どうか。また、公園、道路、河川空間といった | 辺などの空間を活用した、地区特性に応じたにぎ |
| 90 | 公共スペースを有効に活用した、イベントの実 | わいや憩いの場づくりに取り組んでまいります。 |
| | 施、カフェ空間の設置など、都市機能をより充 | |
| | 実させる施策が生まれる環境を推進していく | |
| | ことが必要ではないか。 | |

その他

| 番号 | 意見要旨 | 意見への対応と考え方 |
|----|-----------------------|------------------------|
| | パブリック・コメントの実施にあたっては、 | □ 原案どおり |
| | 福岡市基本構想および福岡市基本計画のどの | 今回の都市計画マスタープランの改定では、1 |
| | 部分に基づいて、どのように改定したのかとい | 9ページに記載しております「第9次福岡市基本 |
| | うことを、改定前後で比較できるように明示す | 計画」を踏まえて、都市づくりの基本理念や基本 |
| 91 | るべきである。 | 方向を定め、部門別の基本的な方針等の内容に反 |
| | | 映させております。 |
| | | いただいたご意見につきましては、今後のパブ |
| | | リック・コメントの実施にあたっての参考とさせ |
| | | ていただきます。 |